

令和3年3月31日

一般社団法人日本暗号資産取引業協会会長 殿

金融庁総合政策局長  
中島 淳一

暗号資産の移転に際しての移転元・移転先情報の通知等  
(トラベルルール) について (要請)

1. 概要

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策は、各国が協調して実行していくことが重要であり、FATF（金融作業部会）において、その国際基準（FATF基準）が策定されている。
- 暗号資産交換業者に対しても、FATF基準を踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、各種措置を講ずることが求められているほか、「資金決済に関する法律」第63条の10に基づく「暗号資産交換業者に関する内閣府令」第23条第1項第1号においても、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備することが求められている。
- こうした中、2019年6月にFATF基準が改訂され、暗号資産交換業者に対して、暗号資産の移転に際し、その移転元・移転先に関する情報を取得し、移転先が利用する暗号資産交換業者に通知することを求める規制（トラベルルール）を各国において導入・履行することが求められているところである。

2. 要請事項

- 日本の暗号資産交換業者においても、国際的に協調して実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を実施する観点から、暗号資産の移転に係る通知等（トラベルルール）を的確に実施していくことが求められる。
- 貴協会においても、2022年4月を目途に、暗号資産の移転に係る通知等（トラベルルール）に関する自主規制規則の導入を目指し、検討を進めているところと承知しているが、暗号資産交換業者においては、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、暗号資産の移転に係る通知等（トラベルルール）の的確な実施に向けた検討を進め、技術面や運用面での課題を解決し、速やかに暗号資産の移転に係る通知等（トラベルルール）を実施するために必要な体制を整備していただきたいので、貴協会会員宛に周知徹底をよろしくお願いしたい。また、貴協会においても、貴協会会員の取組のサポートをお願いしたい。

以上